

2020年度
政策・制度要求と提言
埼玉県回答

日本労働組合総連合会埼玉県連合会

も く じ

I	総合経済・産業政策	1
II	雇用・労働政策	8
III	交通政策	9
IV	福祉・社会保障政策	10
V	環境・資源・食品	16
VI	教育・子育て政策	20
VII	人権・男女平等政策	25
VIII	消費者政策	27
IX	選挙対策	29

2020年度 政策・制度要請 埼玉県回答(9分野26項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：なし ○-B：8項目 △-B：16項目 △-C：なし ×-B：2項目 ×-C：なし

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 現在の公共サービスについては、「官・民間わず、公共の担い手が多様化」しており、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるためには、県民によって民主的に管理・点検する必要がある。そのために、地方自治体の責任において、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの質を確保し、地域公共サービス市民会議（仮称）の設置により、県民のニーズを把握するとともに公共サービスのチェック機能を担い、実施状況のチェックをおこなうこと。</p> <p><要請の根拠> 現在の公共サービスについては、医療・介護、</p>	<p>企画財政部改革推進課</p> <p>公共サービスの提供に当たっては、公共サービス基本法の趣旨に基づき、指定管理者制度における役割分担とリスク分担の明確化や、許認可等の標準処理期間の短縮など公共サービス向上の取組を行ってまいりました。また、多様な県民の意見を行政運営に反映させるために、県政サポーターへのアンケート調査を行っており、昨年度は生涯学習等について意見を聴取し、今後の公共サービスを考える上で参考としております。さらに、様々な審議会により、県行政に対する県民の意見の反映や県行政の公正の確保等のため、審議いただいております。公共サービス基本条例につきましては、平成28年に庁内研究会を立ち上げ、条例について幅広く研究してまいりました。研究会では、国の動きや他県の検討状況について調査するとともに、条例化が必要か否か、県民の意見の反映や利便性の向上な</p>	<p>△-B</p> <p>公共サービス基本法の趣旨に基づく、公共サービスの提供の必要性については、理解を示している。しかしながら、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるための、県としての公共サービスの定義、県民の権利、</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>福祉、子育て、教育、地域交通など幅広い公共サービスがあり、その事業においては、官・民間問わず様々な事業者により、運営が行われている。</p> <p>本来、公共サービスについては、住民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的需要を満たすサービスであり、公共サービスの品質が劣化することで、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。</p> <p>今後、さらに少子高齢社会・人口減少社会が進み、公共サービスの重要性はさらに高まっていく中で、公共サービスの質の向上ならびに住民の参加・提言・確認する機関が必要である。</p> <p>したがって、公共サービスの基盤整備・質の向上をはかるためには、公共サービス基本法にもとづく公共サービス基本条例の制定が必要である。</p> <p>2. 公契約においては、事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下している。</p> <p>その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスについて、ときに住民生活への大きな混乱や被害をもたらす。</p> <p>これを防止するためには、公契約下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サー</p>	<p>どについて意見交換を重ねている状況です。地域公共サービス市民会議につきましては、その会議の機能である県（市）民のニーズの把握や公共サービスのチェック機能が、既存の県の取組や組織の機能と重複している部分もあると考えます。引き続き県として、県民の声をしっかり捉え質の高い公共サービスの提供に努めるとともに、条例制定の必要性について研究してまいります。</p> <p>総務部、産業労働部、会計管理者</p> <p>公契約の質の確保のためには、それに従事する労働者の適正な労働条件の確保も重要な事項であると認識しています。ただし、適正な労働条件の確保には、対象を公契約に限るべきものではなく、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の遵守の徹底やその見直しにより対応することが適切であると考えられます。このため、埼玉県では実効的な公契約条例とならなければ意味がなく、まずは法令の遵守について周知徹底するとともに、今後研究してまいります。</p> <p>県としては、賃金や労働条件に対する指導監督権を有する埼玉労働局と連携し、広報やセミナーを積極的に行うなど、法令遵守の徹底を図ってまいります。</p>	<p>県の責務、チェック体制などが曖昧なままとなっている。引き続き、公共サービス基本条例の必要性について、県の研究成果結果を確認しながら、要請をおこなう。</p> <p>×－B</p> <p>公契約条例の要請趣旨が理解されておらず、残念である。公契約に限らず、法令遵守することは当然のことであり、公契約で働く労働者も同様である。公契約条例は、公共サービスの質の確保のために、法令遵守はもち</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ビスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県内では、すでに公契約条例を制定した草加市・越谷市があり、その必要性や重要性については、理解が進んでいる。そのような中、民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要である。</p> <p>また、契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であり、加えて、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことはあってはならない。しかしながら、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、中小・小規模事業者や現場で働く建設職人の単価や賃金が上がっていない実態にある。</p> <p>このような公共事業に働く労働者においても、賃金を含めた適正な労働条件が必要である。そのためには、公共サービスの質の向上と働く労働者が生活できる賃金の底上げのためには、公契約条例の制定が必要である。</p> <p>3. 労働者が自発的に協同して出資し労働することにより、尊厳・人間らしさ(ディーセントワーク)、</p>		<p>ろん、受注者が雇用する労働者に対しても、雇用維持を含め、自治体が指定した水準を超えた労働条件を義務付けることである。すでに公契約条例が締結された自治体をふまえた要請をおこなう。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>くらしと仕事（ワークライフバランス）を大切にしながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する「協同労働」という働き方に対し、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1)「広島市協同労働プラットフォーム事業」のように、協同労働による事業体を立ち上げ、地域の課題解決のための事業をおこなうための設立支援（資金の助成、設立準備、事業継続等）をおこなうこと。</p> <p>(2)「地域共生社会」の実現のため、地域課題を「我が事」として考え仕事をおこし、排除がない地域づくり・職場づくりを大切にする「協同労働」団体を各種支援事業の運営主体や行政が抱える課題解決に向けてのパートナーとして位置づけること。</p> <p><要請の根拠> 非正規雇用やブラック企業等、望まない雇用環境の下で働かざるをえない人たちがいる一方で、</p>	<p>産業労働部雇用労働課</p> <p>(1) 「労働者協同組合法」は令和2年12月4日に可決・成立し、12月11日に公布され、公布日から2年以内に施行するとされております。厚生労働省は、法の施行のために関係政省令及び指針が必要であるとしており、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、これらを制定するとしています。県としては、関係省庁の政省令や指針などの動向を注視して、法施行に遺漏がないように対応してまいります。また、地域課題の解決に取り組む県民の皆様説明会などを開催して、しっかり周知を図ってまいります。組合の設立に関する相談に対応するほか、庁内横断的な会議を立ち上げるとともに、市町村向けに研修会も実施してまいります。さらに、先進事例についても情報収集し、今後の県の支援策について検討します。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>(2) 協同労働団体の設立目的や活動実績を参考にしつつ、県単独よりも協同労働団体と共催の方がより効果的に実施できると考えられる場合など個別案件ごとに検討したいと考えます。</p>	<p>○－B【(1)(2)共通】</p> <p>労働者協同組合法の法成立に伴い、遺漏のない法施行、県民への周知、実施への相談、事例紹介など、前向きな取り組みを頂いている。引き続き、このような取り組み状況を注視しながら、具体的な取り組みについて新たな課題での再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>労働者一人ひとりが共益権（総会での議決権）を行使して主体性を発揮して働くことができる「協同労働」という働き方は、既に約40年の活動実績があり、全国各地で地域のコミュニティや産業、福祉等と直結した事業を展開してきている。</p> <p>「地方創生」、「地域共生社会」、「働き方改革」、「持続可能な地域づくり」といった地域づくりの政策が重要視されている中、65歳以上人口の増加率全国2位、75歳以上人口の増加率全国1位という埼玉県における「生涯現役社会」を目指す施策や各対象者別の就労・職業訓練支援等の受け皿として、住民主体の「協同労働」団体の設立を推進、支援していく必要がある。</p> <p>4. マイナンバー制度の運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などをおこなうこと。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。</p> <p>さらに、以下の内容について、周知活動を強化すること。</p> <p>(1) 各自治体が条例により定めるマイナンバーの利用および個人情報保護策が、住民のニーズを的確に反映したものとなる必要があり、住民の制度に対する理解の促進につとめること。</p>	<p>企画財政部情報システム課</p> <p>マイナンバー法では、条例で定めることで県が独自にマイナンバーを利用することができますが、利用分野は、法と同様に、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、税、防災に限られており、かつ、「法定事務と内容が類似していること」、「法定事務と目的が同一であること」を満たす事務だけが対象になります。</p>	<p>○－B</p> <p>県が独自に条例により利用できる分野は限られていることは承知している。限られた範囲の中で</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>県では、今年度 1 事務を追加し、現在 14 事務を条例で定めています。</p> <p>引き続き、対象事務所管課への定期的な調査を通じてニーズの把握を行い、必要に応じて、対象事務所管課と調整の上、条例の改正などを行ってまいります。</p> <p>総務部税務課</p> <p>課税調査や滞納整理の徹底等において、I C T利活用の推進により税務事務の更なる効率化を図っていきます</p>	<p>も、住民のニーズを的確に反映しかつ、住民の制度に対する理解の促進を得たものとなるように、取り組みを注視していく。また、マイナンバーを絡めた I C T利活用について、税務事務の更なる効率化はもちろん、情報セキュリティの強化を含めた改善を期待する。</p> <p>さらに、国において幅広い利活用が進む中で、デジタル庁設置法案が成立した。今後、行政サービスのデジタル化が加速する中で、情報セキュリティを含めた情報管理について、県民から安心、安全な取り組みとなるように、国、市町村と連携しながら、県民への周知の取り</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 地方税電子申告サービス（e L T A X）の一層の普及をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な施策をおこなっている中で、例えば、今回の特別定額給付金の支給状況を見ても、マイナンバーカードによる申請と郵送による申請が混在し、行政の混乱を招いている。</p> <p>本来は、自宅にいて、申請ができる仕組みであるにも関わらず、マイナンバーカード利用の推進が進んでおらず、その一方で住民からの個人情報管理の信頼についても、進んでいないのが現状である。</p> <p>特に、今回の新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、不要・不急の外出を控える、あるいは行政窓口においても、窓口に行かなくてもサービスを受けられる環境の整備は、感染防止にもつながり、双方に負担軽減につながることになる。</p> <p>従って、このような状況だからこそ、マイナンバーカードの活用と普及につなげる必要がある。</p>	<p>企画財政部情報システム課</p> <p>マイナンバーカードは、令和3年3月からは健康保険証としての利用が可能になるほか、将来的には運転免許証と統合することも含め、国において幅広い利活用が検討されています。</p> <p>今後も、マイナンバーの利用促進に努めるとともに、マイナンバーカードの用途拡大の機会を捉え、国、市町村とも協力し、マイナンバー制度やマイナンバーカードの利活用についての周知活動を行ってまいります。</p> <p>令和3年度は、マイナンバー制度の周知やマイナンバーカード取得促進のため、ラジオスポットCMによる広報を実施する予定です。</p> <p>総務部税務課</p> <p>e L T A Xを利用すると、一括で複数の地方団体へ電子申告等が可能であり、窓口へ出向く手間や申告書の郵送料が削減できるため、納税者の利便性が向上します。</p> <p>また、非接触で手続を行うことができるe L T A Xは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも非常に有用であると考えられます。</p> <p>本県では、法人へ申告書用紙を送付する際にe L T A Xに関するリーフレットを同封しています。また、県HPでの広報や県税事務所の窓口におけるリーフレットの配布を通じて、納税者への周知を図っています。さらに、税理士会埼玉県連との協議会において、e L T A Xの利用拡大について協力を求めるなど、申告等の実務を行う税理士に対する周知も行っています。</p>	<p>組みを注視していく。</p> <p>○－B</p> <p>e L T A Xの普及促進について、県独自の利用分だけではなく、広く利用を促進できるように、リーフレットに限らず、オンライン説明会など、よりわかりやすい普及促進を期待する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>II. 雇用・労働政策</p> <p>1. 働き方改革や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてテレワークが急速に普及している。しかしながら、中小・小規模事業者においては、ノウハウ不足や経営状況から導入できない事業者もある。経済社会のデジタル化のための環境整備を積極的に支援することで生産性や利用者の利便性を高めることができることから、中小企業の働き方改革の推進や障がい者のためにも、テレワーク推進のための補助金制度やノウハウ支援などを継続すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためテレワークの推奨がされ、5月中旬に応募100社までとする「テレワーク緊急導入奨励金」を創設し、応募が締め切られた。さらに、新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、8月を締め切りとする第2段が実施され、応募が締め切られた。しかしながら、この対策に対する中小企業などからのニーズは依然として高く、働き方改革の推進や今後新型コロナウイルス感染症のような感染症流行に備え、このタイミングでテレワークが導入できなかった中小企業などに対し、継続的な支援をしていく必要がある。</p>	<p>今後も、他団体とも協力しつつ、eLTA Xの一層の普及に努めていきます。</p> <p>産業労働部ウーマノミクス課</p> <p>県内中小企業等のテレワーク推進を図るため、補助金制度等による財政的な支援を行ったほか、個別相談会や導入支援セミナーを開催してまいりました。</p> <p>また、企業の要請に応じ、テレワーク導入に向けた個々の企業が抱える課題を解決するため、中小企業診断士等の専門家を派遣し、アドバイスを行っています。</p> <p>さらに、テレワークに関する情報をまとめたポータルサイトを開設し、サテライトオフィスなどのテレワークスペースや導入事例等を紹介しています。</p> <p>令和3年度は、引き続きアドバイザー派遣やポータルサイトの運営を行うほか、女性の多い職種(福祉、サービス業等)や非正規雇用へのテレワーク拡大をテーマとしたセミナーを開催します。</p> <p>今後も、県内中小企業の現状やニーズをふまえ、テレワーク導入、定着を支援してまいります。</p>	<p>○-B</p> <p>補助金制度などの支援を行っているほかにも、中小企業診断士の派遣によるソフト面での導入支援も行っており、支援体制は整っていると考えられる。更なるテレワーク環境の普及には、各企業のニーズに応じた要請が必要であり、テレワークの普及状況を改めてとらえる必要がある。また、女性の多い職種や非正規雇用へのテレワーク拡大のセミナーの実態と障がい者への支援状況を確認する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅲ. 交通政策</p> <p>1. コミュニティバス路線の整備などにあたっては、運転免許証自主返納等により、移動手段を持たない高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携が必要となることから、整備促進に向け複数市町をまたがる路線に対する補助制度の創設などの支援策をおこなうこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>高齢ドライバーが加害者となる痛ましい交通事故が相次いで発生しており、事故防止・安全性向上が喫緊の課題となっている。安全装置装着車の普及促進に向けては、国の助成制度が創設されるなど取り組みが進んでおり、高齢ドライバーへの支援が進んでいる。一方で、運転免許返納をした高齢者に対しては、市町村のコミュニティバスやデマンドタクシーなどの支援をしているが、病院や商業施設などへの市町村をまたがる移動については、市町村間の調整をしているものの整備が進んでいない状況にある。</p> <p>市町村間の整備促進に向けては、兵庫県で行われている複数市町をまたがる路線バスに対する県独自の補助制度のような支援策が必要である。</p> <p>2. 地域を支える地域公共交通の運営会社が新型コロナウイルスの影響により、本業の経営が悪化している。このままでは、地域の交通機関である地域公共交通の継続が難しい状況となることから、</p>	<p>企画財政部交通政策課</p> <p>市町村では、地域公共交通会議などを設置し、コミュニティバスやデマンド交通などの手法を活用して公共交通の確保に取り組んでいます。</p> <p>県では、これらの会議に積極的に参加し、他市町村の取組などの情報提供や助言を行い、市町村を支援しております。</p> <p>また、市町村職員を対象とした研修会などを開催し、国の補助制度や他県の先進事例の紹介などを行っております。</p> <p>令和元年度には、地域公共交通の確保・充実を図るため、コミュニティバスやデマンド交通の導入、また、コミュニティバスの他市町村への乗入れなど複数市町村が連携した取組に対する補助制度を創設し、市町村を支援しております。</p> <p>県としては、こうした取組により、引き続き公共交通の確保・充実に努めてまいります。</p> <p>企画財政部交通政策課</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大以降、県では、県民に対しては外出自粛を求めつつも、公共交通事業者に対しては、3密を防ぐための運行継続を要請し、各公共交通事業者は利用者の急減という大き</p>	<p>△－B</p> <p>地域公共交通を管理する市町村職員への研修会実施など、県として利便性向上に向けた取り組みは前進しているととらえる。しかしながら、更なる利便性向上に向けては、市町村の実態を捉えて要請する必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>支援金制度を創設しており、運航継続に向けた取り組みを</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>地域公共交通の運営会社に対する補助金の創設などの支援策をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>地域を支える地域公共交通（コミュニティバスやデマンドタクシーなど）については、市町村が主体となり運行に対する支援を行っており、その運行の大半は地域のバス会社などに運行を委託している。各市町村では運行に対する助成制度を設け、地域公共交通の運行を維持しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域公共交通の運営会社の本業となる事業が悪化しており、運営会社の事業継続が難しくなるとともに地域公共交通の維持も難しい状況となっている。</p> <p>運行に対する支援のみならず、地域公共交通の維持のためにも運営会社の存続に向けた支援策が必要である。</p> <p>IV. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 障がい者の親が高齢等で養育できなくなった時でも、障がい者が安心して生活できるよう「第5期埼玉県障害者支援計画」を各市町村と連携して着実に進めていくとともに、ソーシャルワーク拡充に取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>障がい者の年収は200万円以下が99%、そのうち100万円以下も半数にのぼり、約6割が親と同居している。高齢の親が、障がいのある子どもの介護を続ける「老障介護」家庭では、親がいなくなっ</p>	<p>な影響を受けながらも運行を継続してきました。</p> <p>緊急事態宣言が解除された後においても地域の公共交通事業者の経営は極めて厳しい状況が続いており、今後の行動変容により、需要回復にも一定の時間がかかると想定されます。</p> <p>県としては、こうした状況をふまえ、感染防止対策を実施しつつ運行を継続している地域の公共交通事業者に対する支援金制度を創設し、運行継続を支援しております。</p> <p>福祉部障害者支援課</p> <p>地域生活支援拠点等は、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、相談機能や、緊急時の一時受入れ機能などを整備し、障害者の生活を地域で支えるものです。</p> <p>第5期障害者支援計画では、令和2年度までに、全ての市町村が単独又は共同で、拠点を1か所以上整備することを目標としています。</p> <p>これまで県では、県職員や相談支援の専門家をアドバイザーとして市町村に派遣し、緊急時の受入れの場の確保や専門的人材の養成方法など、地域の実情に合った助言を行ってまいりました。</p>	<p>行っていることが確認できた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による人流の抑制は継続しており、公共交通の運営会社の経営状況は注視が必要と捉える。今後の需要回復支援金制度の水準などを確認しながら、必要に応じて改めて要請をおこなう。</p> <p>△-B</p> <p>令和2年度に第5期障害者支援計画が終了し、令和3年度から「地域における共生社会の実現」という基本理念を継承し、国の制度改革や新たなニーズに対応するため第6期がス</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>たあと残された子どもの生活への不安が広がっている。</p> <p>「第5期埼玉県障害者支援計画」では、「地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも1カ所整備する」となっている。しかし、国が入所施設の新設や増設に後ろ向きであることや、入所しても「知的障がい者の3年未満の退職者が退職者全体の半数を上回る」という実態もあり、計画どおりには進んでいない。</p> <p>「老障介護」家庭の支援には、グループホームなどの地域生活支援拠点の整備とともに、地域社会で暮らす人々が生活していく中で直面する課題を解決するために、制度や仕組みを変えていこうとするソーシャルワークへの理解が必要である。</p> <p>2. 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を活用し、介護労働者がサービス利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対処法などを介護事業者徹底させ、介護従事者の離職率低下をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>全国の介護職員1万112人を対象に行われたアンケート調査によると、介護老人福祉施設従事者の7割以上が「利用者からハラスメントを受けた経験がある」と答え、他の職種でも4～6割が「ハラスメントの経験がある」と答えるなど、深刻な実態が明らかになった。加えて、事業者がハラスメ</p>	<p>県といたしましては、全市町村が拠点を整備できるよう、引き続き働きかけを行ってまいります。</p> <p>福祉部高齢者福祉課</p> <p>利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対応は、事業者が介護サービスを提供する中で発生したものであり、介護職員個人が対応するものではなく、事業者の責任において組織的な対応を図ることが重要であると考えます。</p> <p>昨年度、厚生労働省が作成したマニュアルを介護事業者にも周知するとともに、介護事業所を対象に、利用者やその家族から受けるハラスメントへの予防や対処方法を身につけるための研修会を実施しました。</p> <p>今年度も引き続き、研修会を実施するなどハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対応を徹底してまいります。</p> <p>厚生労働省が平成30年度に作成した「介護現場におけるハラス</p>	<p>ターゲットした。</p> <p>引き続き、障がい者が安心して生活できる社会の実現を目指し、要請をおこなう。</p> <p>×－B</p> <p>対応は事業者による組織的対応が重要と認識している中で「研修の手引き」の周知とハラスメント研修の実施指導の徹底をはかることに注力している。</p> <p>事業者には責任を委ねるのではなく、利用者と介護従事者の</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ントの実態を把握していない、あるいは黙殺するケースも多い。</p> <p>3.「身元保証等高齢者サポートサービス」に関して、サービス利用者から様々な苦情が寄せられている。具体的な苦情内容を元に事業者を指導するとともに、利用者に注意喚起をおこなうことにより、高齢者が安心してサポートサービスが受けられるようにすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>一人暮らしの高齢者が増加傾向にある中、高齢者を対象とする身元保証や日常生活の支援、死後事務等をおこなうサービスが広まり、以下のようなトラブルが発生している。</p> <p>①サービス内容や料金等を理解できていないまま契約している。</p> <p>②約束されたサービスが提供されないことがある。</p> <p>③解約時の返金をめぐってトラブルになることがある。</p> <p>こうした現状をふまえ、国民生活センターは利用者に対して、以下のようなアドバイスを行っている。</p> <p>①自分の希望をしっかりと伝え、サービス内容や料金等をよく確認する。</p>	<p>メント対策マニュアル」や、令和元年度に作成した「研修の手引き」、職員向け研修動画の積極的な活用を図るため、市町村や事業所に周知するとともに、事業所ごとにハラスメントについての研修等を実施し、ハラスメントへの対策を徹底していただくよう引き続き指導してまいります。</p> <p>県民生活部消費生活課</p> <p>現在、県内の消費生活センターに寄せられている相談では、具体的なトラブルに基づく相談というより、むしろ契約前の注意点を確認するような相談が散見されているところです。</p> <p>今後、具体的な相談苦情が寄せられた事業者については、相談内容等を精査の上、すみやかに事業者調査及び行政指導を実施してまいります。</p> <p>福祉部地域包括ケア課</p> <p>厚生労働省は、消費者委員会の身元保証等高齢者サポートサービス事業に関する消費者問題についての建議(平成29年1月31日)を受け、実態調査の実施、利用者支援の検討を行い、報告書を取りまとめました。</p> <p>報告書の内容をふまえ、平成30年8月30日に各都道府県に対し「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢サポートサービス事業に関する相談への対応について」通知し、各市町村や地域包括支援センターで身元保証等高齢サポートサービス事業に関する相談を受けた場合の取扱いが示されました。</p> <p>具体的には、ポイント集を適宜活用するなどして適切な助言を行うこと、消費者行政部局との連携強化を促進すること、また、都道府県については本通知を管内市町村に周知するよう依頼されました。</p>	<p>お互いの立場を尊重することで、離職率低下とサービス向上を要請していく。</p> <p>△-B</p> <p>事前のトラブル防止策として、契約前における注意点を伝えている。また、苦情が寄せられた事業者に対して行政指導を行うなど、県として対応をしている。</p> <p>しかしながら、利用者の苦情が減り、安心してサービスを受けることができる状況に至ったかは不明である。進捗状況を見極めつつ再要請を行う。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>②預託金等の用途や解約時の返金に関する条件について予め確認する。</p> <p>③契約内容を周囲の人にも理解してもらうよう心がける。</p> <p>④契約や解約に際しトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談する。</p> <p>しかし、被害者は単身の高齢者であり、アドバイスに対応できないからトラブルが発生している。地域包括支援センターにおいて高齢者への注意喚起をおこなうだけでなく、消費生活センターに寄せられた苦情を元に、事業者の指導が高齢者保護には必要である。</p> <p>4. 「埼玉県ケアラー支援条例」に記された「ケアラーの支援に関する推進計画」を一刻も早く策定し、ケアラー・ヤングケアラーへの直接支援とその仕組み、広報・啓発、人材の育成、体制の整備、財政上の措置などにおいて、具体的取り組みを進めること。</p> <p>(1) ケアラー支援に関する推進計画策定</p> <p>①策定プロセスについては、ケアラー当事者、ヤングケアラー当事者、県民、市町村、事業者、民間支援団体の意見を十分把握すること。</p> <p>②問題は多岐に渡るため、庁内の連携をよく図って策定すること。</p> <p>③基本方針は、条例の趣旨をよく活かし、また計画のPDCAサイクルについても定めること。</p>	<p>このため、県では、当該通知を県内市町村に対して周知し、各市町村や地域包括支援センターにおいて適切に対応されるよう依頼しています。</p> <p>福祉部地域包括ケア課</p> <p>①策定プロセスにおいては、ケアラー・ヤングケアラー当事者を対象とした実態調査(質問紙調査、ヒアリング調査)、有識者会議(学識、関係団体、公募、雇用・労働、支援機関、行政、教育、市町村)、県民コメント等において、十分な意見の把握に努めました。</p> <p>②庁内関係課による庁内連絡会議を設置し、関係課(20課)と連携を図りながら計画の策定を進めました。</p> <p>③条例の基本理念に基づき、計画の基本理念も条例同様に「全ての</p>	<p>○-B</p> <p>埼玉県が支援計画策定などの取り組みを進めたことにより、国も5月中に相談窓口の拡充を進めるなど具体的な支援策を示すに至った。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><要請の根拠></p> <p>本年3月27日、埼玉県において国の法制化に先駆け「ケアラー支援条例」が成立した。これは全国初の条例である。介護に関する法律は被介護者のための「介護保険法」「障害者総合支援法」等があるが、いわば影の存在である介護者（ケアラー）に光をあて、社会的に認知し、支援することに意義がある。</p> <p>本年3月に（一社）日本ケアラー連盟が実施した新型コロナウイルス感染拡大対応のためのアンケートによると、回答したケアラーは40代が34%、50代が25%を占めており、ケアラーの年齢層は高齢者に限らないことが分かる。介護離職者は年間10万人に迫り、労働力不足を招く要因になっている。税や社会保険料の負担者が減ることは、国の社会的・経済的リスクにもつながっている。</p> <p>しかしながら、介護は家族が担うべきと思っている人は依然として多く、ケアラーはつらい状況にあっても助けを求めることができない。「介護・看病疲れ」を原因とする自殺者も増加している。また、教育の機会を逃し、社会から孤立する18歳未満の「ヤングケアラー」に対する支援も必要である。</p> <p>県内のケアラー支援を進めるためには、条例第9条に記載されている「ケアラー支援に関する推進計画」の策定とその内容が重要である。</p>	<p>ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」としました。</p> <p>また、計画に「PDCAサイクルに基づく施策の推進」を定め、PDCAサイクルに基づく施策の評価、見直しを行い、計画を着実に推進することとしています。</p> <p>上記をふまえ、具体的取組を進めてまいります。</p>	<p>先進的な取り組みの成果と評価する。</p> <p>今後も社会的認知度の向上や相談体制の整備、人材の育成など、市町村と一体となった取り組みが必要である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>5. 埼玉県における医療体制は、人口10万人あたりの医師数・一般病床数において全国最下位にある。人口700万人以上を要する埼玉県として今後、第3次医療を含めた医療体制の充実を図ることは喫緊の課題である。現状の把握と、今後の対策を早急に進めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年が目前に迫っている。埼玉県は75歳以上の高齢者人口が全国一のスピードで増加する一方、人口10万人あたりの医師数・一般病床数が全国最下位という厳しい医療体制にある。高度医療において都内や群馬に患者が移動する当県は、緊急時に近隣都県に受け入れを要請できる協力体制の構築が求められている。</p> <p>このような状況は、医学部設置方針、医師の勤務先、診療科目の自由選択制度、基準病床数の運用など、国が取ってきた政策がもたらした結果といえる。</p> <p>県は医療体制の現状を把握し、県民が抱える不安を背景に、より強く国に方針転換を求めることが必要である。</p>	<p>保健医療部保健医療政策課</p> <p>現行の第7次埼玉県地域保健医療計画を策定する際、既存病床数が将来(2025年)の必要病床数を下回る二次保健医療圏について、厚生労働省と基準病床数の加算協議を行い、新たに1,638床の病床整備が可能となりました。</p> <p>今後は、地域保健医療計画の見直しの際に、地域に必要となる医療機能を把握し、基準病床数の見直しを検討してまいります。</p> <p>保健医療部医療人材課</p> <p>人口10万人当たり医師数では全国最下位とされていますが、医師数では全国第8位となっており、平成20年から平成30年の増加率は全国第1位と着実に増えています。</p> <p>本県の課題は地域や診療科による医師数の偏り(偏在)であると認識しています。</p> <p>令和元年度に策定した医師確保計画において、今後の本県の医師確保の方針は、従来からの課題である地域偏在と診療科偏在を解消するとともに地域医療構想の実現に向けて必要な医師を確保していくこととしました。</p> <p>具体的には、医師を増やす施策、医師のキャリア形成支援、質の向上と負担軽減、地域医療体制のための医師確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、現在、国は特別な事情がない限り、新たな医学部を認める方針はない状況ですが、医学部設置については引き続き要望活動を行ってまいります。</p> <p>保健医療部医療整備課 (東京都、他県連携) 【救急】</p>	<p>△-B</p> <p>病床数や医師養成数、医師研修システムなど、多くが国の政策によって縛られているため、国への要請活動を続けているものの解決までには長期的な時間を要する。様々な手法を使って、医師・病床数を増やす努力をし、医師・病床数の不足を補い、県民の安心につなげる努力をしている。</p> <p>取り組みを評価はするものの、コロナ対応病床の確保や救急体制の整備を求められることから、引き続き要請が必要である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>V. 環境・資源・食品政策</p> <p>1. 水道は、国民生活のみならず生命に直結する極めて重要な社会資本である。しかしながら、水道事業をめぐる情勢は、人口減少の進展に伴う水道料収入の減少、法定耐用年数を迎える管路設備の更新需要の急激な増加、多発する自然災害への対応など、水道事業の経営基盤の強化などが喫緊の課題となっている。</p>	<p>群馬県との間では、県北地域を中心に、年間 3,000 件を超える救急搬送を受け入れていただいております。救急医療情報システムを相互に利用し、救急搬送に活用してまいりました。</p> <p>搬送を担う消防からの評価も高いことから、令和 2 年 3 月からは千葉県、茨城県ともシステム連携を行っております。</p> <p>引き続き医療体制の充実に努めてまいります。</p> <p>【周産期】</p> <p>東京都との間では周産期搬送体制の連携を実施し、ハイリスク妊産婦や重症な新生児等の搬送先を確保できない場合、東京都のコーディネーターと連携し、東京都内医療機関への転院搬送を行っています。</p> <p>令和元年度の都内への患者搬送件数は 47 名※と、5 年前と比べると約 46%の減で、近年は減少傾向となっています。理由としては、県内のNICU数の増加に加え、平成 29 年 1 月に、さいたま新都心医療拠点に県内 2 か所目となる「総合周産期母子医療センター」を整備した効果によるものと考えます。</p> <p>安定した周産期医療提供体制の確保に向けて、引き続き東京都との緊密かつ強固な連携を図ってまいります。</p> <p>※出典：埼玉県医師会「母子保健委員会」報告</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>これらの課題を克服し、持続可能な水道を実現するためにも、水道事業に携わる方々や水道を使用する県民などとの意見交換を積極的におこない、課題や意見・要望を収集し、今後の取り組みに反映させることが必要である。また、広域連携を推進し、必要に応じた支援をおこなうことも重要である。</p> <p>したがって、県が主体性をもって下記の取り組みを進めること。</p> <p>(1) 埼玉県における水道の基盤の強化を図るため、県として広域連携を推進し、末端給水をおこなう水道事業体とともに具体的な取り組みをおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>改正水道法では、水道の基盤の強化を図るための措置として「広域連携の推進」が掲げられた。埼玉県が策定した「埼玉県水道整備基本構想」では、広域化に向けた計画が示された。近年、岩手県や群馬県などにおいて水道事業の広域化が行われ、埼玉県においても、平成28年4月から秩父広域市町村圏組合により広域水道事業が実現されている。</p> <p>市町を主な単位とした各水道事業体は、それぞれの地域の実情に対応しながら長年培われ、制度や料金、事務の在り方は異なっている。広域化は、水道の基盤の強化に有効な手段であるものの、その実現には制度や料金などのすり合わせが不可欠であり、ハードルが高い。</p>	<p>保健医療部生活衛生課</p> <p>埼玉県では、水道の基盤強化を推進するため、令和4年度末までに「埼玉県水道整備基本構想」を見直す予定です。</p> <p>なお、基本構想の見直しに当たっては、水道事業体と協議しながら、各事業体の実情をふまえた広域連携のあり方や基盤強化策を検討し、盛り込むこととしています。</p>	<p>○－B</p> <p>令和4年度末までに「埼玉県水道整備基本構想」を見直す予定が示されており、見直しにあたっては、水道事業体と協議しながら、各事業体の実情をふまえた広域連携のあり方や基盤強化策を検討し、盛り込むこととなっている。</p> <p>しかしながら、県が主体性をもって取り組むべき、同じ事務の仕様の統一や共同発注などによる事務の効率化やコスト</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>同じ事務の仕様の統一や共同発注などは事務の効率化やコストの削減に有効であり、このような比較的实现がしやすい基盤強化策への支援を県が主体となって実行することが必要である。</p> <p>(2) 末端給水をおこなう水道事業体はもとより、地域の水道を支える水道工事事業者や水道事業体で働く者、水道を使用する県民との意見交換の場を設け、持続可能な水道の実現に向けた積極的な情報収集、情報発信をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>改正水道法では、県は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進または実施するよう努めなければならないとされている。改正水道法が掲げた「広域連携の推進」、埼玉県が策定した「埼玉県水道整備基本構想」での広域化にあっては、現在抱えている問題と課題を解決するための方策を見出すことが不可欠である。</p> <p>基盤強化策をより現実に即したものとするためにも、用水供給をおこなう水道事業体と末端給水をおこなう水道事業体との水道事業体同士の協議にとどまらず、現場で業務をおこなう水道工事</p>	<p>保健医療部生活衛生課</p> <p>将来にわたり持続可能な水道を維持するためには、水道事業の課題をしっかりと把握した上で、必要な施策について検討するべきと考えます。こうした検討を進めるプロセスにおいて、水道事業体をはじめ、工事事業者や水道利用者(県民)などと幅広く意見交換を行うなど、情報収集・発信の機会を設けることは重要であり、その実現に努めます。</p>	<p>の削減など、基盤強化策への支援が明記されていない。</p> <p>本年度の「政策フォーラム分科会」を通じて、課題や具体的に求める内容について整理し、要請することとする。</p> <p>〇ーB</p> <p>水道事業体をはじめ、工事事業者や水道利用者(県民)などと幅広く意見交換を行うなど、情報収集・発信の機会を設けることは重要であり、その実現に努めることが示されている。しかし、開催時期や方法など、具体性に乏しいことから、本年度の「政策フォーラム分科会」を通じて、課題や具体的に求める内容に</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>事業者や水道事業体職員との意見交換の場を設けることが必要である。</p> <p>また、料金負担によって今日の水道を培ってきた県民に対して、意見収集をおこなうとともに課題を含めて分かりやすい情報発信を行い、水道への理解を得るための取り組みが必要である。</p> <p>2. フードバンク団体の基盤強化・活動の推進に向けて以下の施策を推進すること。</p> <p>(1)「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の施行および「食品ロス削減推進基本計画」(2020年3月31日閣議決定)をふまえ、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体への基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両などのインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策を拡充すること。また、県がフードバンク活動への支援をおこなうよう、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画に支援策を盛り込むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>フードバンクの活動は食品廃棄物の削減とともに、生活困窮者への食糧支援という社会福祉的側面を持つものであり、さらに普及させていくことが求められる。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の施行および「食品ロス削減推進基本計画」(2020年3月31日閣議決定)では、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施すると明記されている。</p>	<p>環境部資源循環推進課</p> <p>県では、フードバンクや消費者団体連絡会、食品関連事業者等により構成される会議を開催し、各団体が実施する食品ロス削減の取組や課題の共有を図ってまいりました。</p> <p>この会議で出された課題等をふまえ、県内で展開する小売事業者とフードバンクをマッチングし、生鮮食料品等を寄贈する仕組みを構築しました。</p> <p>また、県庁フードドライブを実施し、フードバンク等へ寄贈するなどの支援策を行ってまいりました。</p> <p>食品ロス削減推進計画は、「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、策定してまいります。</p> <p>今後も、関係者相互の連携のための取組などフードバンク活動の支援を行ってまいります。</p> <p>農林部農産物安全課</p> <p>農林部では、防災基地等に備蓄してある災害救助用食料(アルファ米、乾パン、レトルトがゆ、缶入りパン等)について、定期的に更新を行っており、食品ロス削減の観点から、賞味期限が近づいた食料を県内各市町村や消防本部等に提供し、有効活用を図っていま</p>	<p>ついて整理し、要請することとする。</p> <p>△－B</p> <p>フードバンク活動団体、食品の提供や物流に関わる企業、行政等、関係者による会議を開催し、課題などの共有・改善が図られている。また、引き続き、関係者相互の連携のための取り組みや情報発信などフードバンク活動の支援が行なわれることが確認できた。</p> <p>しかしながら、食品ロス削減推進計画は、「食品ロス削減の推進に関する基本的</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>したがって、フードバンク活動の普及促進に向けて、団体が抱えるさまざまな課題（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両などのインフラ整備への助成、人材育成など）を早期に解決するしくみづくりが必要である。具体的には、フードバンク活動団体の支援とあわせ相談窓口の設置やフードバンク活動団体、食品の提供や物流に関わる企業、行政等、関係者による協議体の設置が求められる。また、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化することが必要である。</p> <p>加えて、2020年2月定期会において、大野知事が議員からの質問に対して「実効性のある食品ロス削減推進計画をできるだけ早く策定し、県民、団体、事業者、市町村と県などあらゆる主体がワンチームとなって取り組み、食品ロス削減につなげてまいります」と答弁されていましたが、早期に地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画に支援策を盛り込むことが必要である。</p> <p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 5年連続（2015～2019年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で学校現場における教職員の負担軽減について言及された。そこで、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) すべての学校でタイムカードなどによる客観的な勤務時間管理を徹底し、あわせて業務削減を進め、「教員における在校等の時間の上限規制（月</p>	<p>す。</p> <p>こうした有効活用の一環として、生活困窮者や福祉施設等への食料提供活動を行っているフードバンクに備蓄食料を提供することができるよう関係各課と連携しながら情報発信を行います。</p> <p>教育局小中学校人事課</p> <p>教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合う</p>	<p>な方針」をふまえ、策定されることとなっており、今後の進捗状況を見極めつつ再要請の判断をする。</p> <p>△－B</p> <p>県立学校でICカードによる「勤務管</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>45時間、年360時間)を遵守することで、教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2019年の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると、「教職員の勤務実態の把握には、客観的かつ正確な在校等時間の把握が必要…。学校現場において、多忙化解消及び負担軽減を進め、教職員が心身共に健康な状態で本来の教育活動に専念することができるよう、教職員が担うべき業務の明確化と削減、業務改善等を進めていくことが求められる」と記載されている。</p> <p>また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正」により、2021年度から夏休みなどの長期休業期間中などに「休日のまとめ取り（年間5日程度）」を実施するための方策として、地方自治体の判断で「一年単位の変形労働時間制」を導入することが可能となった。しかし、政府も指摘しているように、教員が年間を通して多忙な状況のままでは、長時間労働を是正する施策にならないことは明らかである。</p> <p>今後、「一年単位の変形労働時間制」を実施する際には、勤務時間管理の徹底が必要である。</p>	<p>ために、教職員の負担軽減を図っていくことは、重要な課題であると認識しております。県教育委員会といたしまして、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、目的を「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上」、目標を「勤務時間を除く在校等時間の上限を『原則月45時間以内、年360時間以内』とし、目標達成に向け、四つの視点「①健康意識した働き方の推進」「②総業務量の削減」「③負担軽減のための条件整備」「④地域の理解と連携の促進」を掲げ、実効性ある取組のもと、教職員の働き方改革を進めているところです。</p> <p>また、各市町村教育委員会に対し、市町村独自の「負担軽減検討委員会」の設置や「市町村における働き方改革基本方針」の策定を働き掛け、市町村教育委員会と連携を図りながら進行管理を行うことで、全県において働き方改革を一層推進しております。</p> <p>さらに、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を推進するための一つの方策として、県として毎月の給与支給日を「ふれあいデー」として設定し、全ての小中学校で取り組むよう依頼しております。これにより、教職員が心身のリフレッシュを図り、教職員が生き生きと児童生徒と向き合える労働環境づくりにつながっているところです。</p> <p>今後も引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる労働環境の整備を進め、教職員がいきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作れるよう努めていきたいと考えております。</p> <p>教育局県立学校人事課</p> <p>県教育委員会では、令和元年9月24日に、教職員のトータルケア体制の確保をふまえた「学校における働き方改革基本方針」を策定いたしました。</p>	<p>理システム」が令和2年4月から本格稼働したこと、また、「サマーリフレッシュウィーク」に「学校閉庁日」を設定した県立学校が昨年は80校に対し今年は132校に増加していることは一部前進したと判断している。</p> <p>しかし、昨年来、コロナウイルス感染防止対策で新たな教職員の負担もあると聞いている。こうした対応も含め、今後、勤務時間を意識した働き方や健康管理の推進、在校時間の長時間化の是正などの進捗も確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 児童虐待防止対策および保護が必要な児童の対応として、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 児童の親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えることが禁止されたこと、もし虐待を発</p>	<p>目的を「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上」、目標を「勤務時間を除く在校等時間の上限を『原則月 45 時間以内、年 360 時間以内』とし、目標達成に向け、四つの視点「①健康を意識した働き方の推進」「②総業務量の削減」「③負担軽減のための条件整備」「④地域の理解と連携の促進」を掲げ、実効性ある取組のもと、教職員の働き方改革を進めているところです。</p> <p>また、県立学校へ導入した I C カードによる「勤務管理システム」が令和 2 年 4 月から本格稼働し、教職員への勤務時間を意識した働き方や健康管理の推進と、在校時間の長時間化の是正に向けた取組を進めているところです。</p> <p>県教育委員会では、平成 26 年度に試行した「ノー部活デー」又は「定時退勤デー」の検証をふまえ、一人一人が働き方を見直し仕事に対する意識改革を図るため、平成 27 年 4 月から全県立学校で、毎月 21 日(給与支給日)を「ふれあいデー」として設定し、定時退勤を奨励しております。</p> <p>また、平成 30 年度からは、県立学校では、8 月 11 日から 8 月 16 日までの「サマーリフレッシュウィーク」に、教職員の年次休暇等取得促進のため、各学校の判断で「学校閉庁日」を設定しても差し支えないこととし、今年度は県立学校 132 校で実施いたしました。</p> <p>さらに、今年度から、「開校記念日」も「学校閉庁日」に設定できることとしたところです。</p> <p>今後も引き続き、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、労働環境の整備を進めてまいります。</p> <p>福祉部こども安全課 令和元年度、さいたま市児童相談所を含む県内の児童相談所にお</p>	<p>△－B これまでの児童虐</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>見したときは通告する義務があることを広く県民に周知・啓発すること。</p> <p>(2) 児童相談所の児童福祉司および児童心理司の増員、および弁護士、医師・保健師を配置し体制強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行された。児童虐待防止対策の強化をはかるため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化など、改正法の趣旨に沿って県市町村をはじめ、関係者・団体等に周知徹底し取り組む必要がある。あわせて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、</p>	<p>ける児童虐待相談対応件数は、17,473件で、平成30年度(15,334件)に比べて、2,139件、13.9%増と、過去最多となりました。</p> <p>通告経路別では、警察からの通告件数が11,120件で、通告全体の63.6%と最多ですが、次いで近隣等からの通告が2,316件と全体の13.3%を占めており、前年度と比べると約25%増加しました。</p> <p>これらは、児童虐待に対する社会的な関心の高まりや県民からの通告を促す啓発の取組の結果であると考えています。</p> <p>県民の皆様からの通告が児童虐待の早期発見、早期対応を可能にします。</p> <p>今後とも、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、体罰の禁止や、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)・埼玉県虐待通報ダイヤル(#7171)への通告、SNSによる相談について、ポスター掲示やリーフレット配布、マスメディア等を通じた呼びかけなど、さまざまな広報活動等に取り組んでまいります。</p> <p>また、教育局と連携し、体罰禁止を含む虐待防止リーフレットを作成し、学校を通じて保護者への普及啓発に努めます。</p> <p>福祉部こども安全課</p> <p>児童虐待通告および保護が必要な児童に迅速かつ的確に対応するため、主に児童相談所などに配属される福祉職や心理職の採用人数を拡大するとともに、平成29年度から社会福祉士など民間での業務経験者の採用も開始しました。</p> <p>令和2年度の児童福祉司は前年度から52人増の249人となっており、児童心理司は同様に7人増の62人となっています。</p> <p>その結果、児童虐待防止法が制定された平成12年度に比べると児童福祉司は3.3倍(75人→249人)、児童心理司は3.1倍(20人→62人)となっています。</p> <p>あわせて、法的対応力を強化するため、令和2年度には、前年4</p>	<p>待防止に向けた周知・啓発活動もあって、県民の意識が向上し通告件数が増加したものとする。引き続き虐待防止の意識を向上し虐待を減らすためにも、広報・啓発活動を続ける必要がある。</p> <p>△-B</p> <p>ここ数年、児童福祉司・心理司の人数増員や、児童相談所の体制強化・整備が進められているが、虐待通報件数の増加も見られることから引き続き児童相談所の体制強化を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>その対応で在宅勤務者が増加したことにより、家庭内の児童虐待が増加したとの報道があることから、県民にも広く周知する必要がある。</p> <p>3. 子育て応援推進について、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2020年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比125名減の1,083人で2年連続減少はしているものの、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、ここ数年の傾向では待機児童の数倍いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いと言わざるを得ない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。</p>	<p>月に設置した草加児童相談所にも弁護士を配置し、全7か所の児童相談所において弁護士を配置しております。</p> <p>このほか、児童精神科医を中央児童相談所に常勤で1名配置しているほか、各児童相談所に小児科医などを嘱託医として複数名配置しております。また、保健師も各児童相談所に1名以上を配置しています。</p> <p>今後とも、児童虐待防止に適切に対応できる専門職員の増員や配置を進め、児童相談所の体制強化に取り組んでまいります。</p> <p>福祉部少子政策課</p> <p>県では、各市町村がニーズ調査に基づいて作成する市町村計画のとおり保育所等の整備ができるよう、助言や好事例の横展開を図るなど支援を行っています。</p> <p>また、施設整備にあたっての補助については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、引き続き、国に働き掛けてまいります。</p> <p>総務部学事課</p> <p>県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対して、預かり保育を担当する教職員の人数や実施する時間数等に応じて補助を実施しています。</p> <p>令和3年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。</p> <p>※参考</p>	<p>△－B</p> <p>待機児童および隠れ待機児童の人数はまだ多いため、毎年継続して要請している項目。今年度も保育サービスの受け入れ枠4,200人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解する。引き続き待機児童数の動向を確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性				
<p>Ⅶ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策をおこなうこと。</p> <p>(1) 当事者の困りごとに関する相談を受け止め、さまざまなハラスメントと同様に一元的な相談対応をできる環境などを整備すること。</p>	<p>預かり保育推進事業補助予算額(千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和2年度予算額</td> <td>令和3年度予算額</td> </tr> <tr> <td>586,180</td> <td>530,750</td> </tr> </table> <p>産業労働部ウーマノミクス課</p> <p>企業等が従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し、施設整備費・運営費を補助し、設置を促進します。さらに、県内企業が、国の助成制度である「企業主導型保育事業」を積極的に活用できるよう、既に企業内保育所を運営している企業にアドバイザーとなっただき相談会を行うなど、設置を促進してまいります。</p> <p>教育局義務教育指導課</p> <p>公立幼稚園において、教育課程に係る教育時間外に行う教育活動(いわゆる預かり保育)は、公立幼稚園を有する市町の所管であり、各市町が地域のニーズに応じて進めています。</p> <p>県民生活部人権推進課</p> <p>県では、男女共同参画推進センター、精神保健福祉センター、総合教育センターにおいて、性的指向や性自認に関する相談を受け付けています。</p> <p>当事者の方に相談窓口を知っていただくため、県のホームページで周知しているほか、相談窓口を掲載したカードを作成し、児童相談所や福祉事務所等で配布しています。</p>	令和2年度予算額	令和3年度予算額	586,180	530,750	<p>△－B【(1)(2)共通】</p> <p>世間一般的に、SOGIへの取り組みがスタートして数年でもあり、県の相談体制も整いつつあるとの認識である。今後</p>
令和2年度予算額	令和3年度予算額					
586,180	530,750					

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 性的指向・性自認(性同一性障害を含む)に関する偏見にもとづく言動の払拭をはじめ正しい理解の促進、あらゆるハラスメントの禁止を、庁内をはじめ県内の企業や一般向けに啓発活動強化・推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>社会全体で、性的指向や性自認(性同一性障害含む)に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、地域や職場でハラスメントを受けることや“パートナーに対する医療行為に「同意」できない”“パートナーの介護のための介護休業を取得できない”などの差別的取り扱いを受けることがないよう、当事者の困りごとを解決していくための相談体制の整備が必要である。</p> <p>また、性的指向・性自認に関する偏見や正しい理解が足りないが故のハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントを根絶するための取り組みを推進していく必要がある。</p>	<p>県民生活部人権推進課</p> <p>県では、性的指向や性自認(性同一性障害を含む)に関する県民の方の理解を進めるため、県民講座を開催しています。</p> <p>また、性的少数者に関する内容を掲載した人権啓発冊子を作成し配布しているほか、県のホームページにも掲載しています。</p> <p>さらに今年度から、企業等事業者向けに啓発資料を作成し配布するなど啓発を推進してまいります。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>生き生きと働きやすい職場の実現には、パワハラ・セクハラなど職場におけるハラスメント防止対策は重要です。</p> <p>また、令和2年6月から改正労働施策総合推進法も施行され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。</p> <p>そこで、国(埼玉労働局)が12月に実施する「職場のハラスメント撲滅月間」と時期を合わせて、12月を「職場のハラスメント対策強化月間」として、行政、労働団体、経済団体で構成する埼玉県公労使会議が、県内企業における職場のハラスメント対策の取組を支援いたしました。</p> <p>具体的には、「啓発用ポスターによるハラスメント関連法施行内容の周知」、「セミナーの開催」及び「相談会の開催」の実施しました。</p> <p>今後とも、県内企業や勤労者に向けた周知啓発に努め、職場のハラスメント対策に取り組んでまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>職場のパワハラ防止対策について、中小企業は令和4年3月末まで努力義務</p>	<p>さらなる充実と周知についてさらに検討したい。</p> <p>ハラスメント防止対策についても、2020年6月から法律が施行され取り組みがスタートしたばかり。</p> <p>引き続き、この両問題に対する啓発活動の継続も確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅷ. 消費者政策</p> <p>1. 悪質クレーム(迷惑行為)対策の推進</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(迷惑行為)の抑止・撲滅を推進すること。具体的には、消費者に悪質クレーム(迷惑行為)の抑止を含めた倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。加えて、悪質クレームの実態調査を行い、対策に関する研究をおこなうとともに、悪質クレームから働く者を守る為、対応のよりどころとなる条例策定に向け取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>消費者からの苦情については真摯に受け止め対応する必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレーム(迷惑行為)が深刻な問題となっている。このようなクレームは、働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招き、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なうことも懸念される。これらは、流通・サービス産業にとどまらず、人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題である。</p> <p>したがって、その抑止・撲滅に向けては、まず</p>	<p>県民生活部消費生活課</p> <p>商品やサービスの購入において不都合があった場合、消費者が事業者に交換や取消を求めることは正当な権利として認められています。その要求が従業員の安全な就労環境を脅かすようなものであってはなりません。</p> <p>県では、事業者と消費者がお互いの立場を尊重し、社会の一員としてよりよい社会を構築できる、自立した消費者の育成が重要と考えています。</p> <p>県民の方には、令和元年12月に広報紙「彩の国くらしレポート」において、「悪質クレマーにならないために」とのタイトルで情報提供を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一部の生活必需品の入手が困難になった際には、広報紙において、買物する際は一人一人の気遣いが大事であり、事業者と利用者が協力するよう呼び掛けました。</p> <p>また、県ホームページにおいて、買物をする時には事業者と消費者が理解・協力し合うことが大切なこと、従業員の方々も頑張っているで思いやりの心を持って接するよう心がけることを呼び掛けました。</p> <p>引き続き、消費生活講座や「彩の国くらしレポート」などの広報紙、また県ホームページなどを通して、消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を修得し、適切な行動がとれるよう消費者教育を充実してまいります。</p> <p>産業労働部雇用労働課</p> <p>一部の顧客等からの悪質クレームや暴力等の著しい迷惑行為は、ハラスメントの一つとしてカスタマーハラスメントと称され、労働</p>	<p>△－B</p> <p>本内容については2017年度より継続して要請している。そのような中、今年度の就労実態調査で「職場のハラスメント」が取り上げており、カスタマーハラスメントの有無についても調査がされている。加えて、その結果を分析した上で、さらなる詳細調査について検討がされる。</p> <p>また、悪質クレーム対策のよりどころとなる条例の策定については、来年度、厚生労働省が「カスタマーハラスメント対応企業マニュアル」を作成する予定である。事業主がカスタマーハラスメントに適切に対応でき</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>実態を把握し対策について研究するとともに、社会的に消費者の理解を促進する啓発をおこなうことが必要である。また、悪質クレームから働く者を守るため、対応基準とした条例化策定につとめることが必要である。</p> <p>[地方自治体での取り組み事例] …いずれも地方議会での質疑をふまえ実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都：中小企業対策の一環として、都内の中小企業約1万社を対象に悪質クレームの実態把握を行った。その結果をふまえ、中小企業からの相談の対応項目に悪質クレームを盛り込んだ。 ・板橋区：板橋区の消費者センターでU Aゼンセンが作成した啓発チラシを配布している。 ・一宮市：市議会で「顧客からのハラスメント」等の抜本的な対策を求める意見書（衆参議長、内閣総理大臣、法務大臣。厚労大臣あて）を可決した。 ・福岡県：県議会で「顧客からのハラスメント」の抜本的な対策を求める意見書（衆参議長、内閣総理大臣、法務大臣。厚労大臣あて）」を全会一致で可決した。 	<p>者に大きなストレスを与え、就業環境の悪化に繋がります。</p> <p>県では、今年度の就労実態調査のテーマの一つとして「職場のハラスメント」を取り上げており、カスタマーハラスメントの有無についても調査しています。まずは、その結果をしっかりと分析し、その上で、さらなる詳細調査について検討してまいります。</p> <p>悪質クレームを含むカスタマーハラスメントについては、職場のパワー・ハラスメント対策を定めた労働施策総合推進法に基づく指針において、対策を取ることが望ましい取組に位置付けられています。この指針では、カスタマーハラスメントを防止する有効な手段として、対応マニュアルの作成などが挙げられています。</p> <p>悪質クレーム対策のよりどころとなる条例の策定については、来年度、厚生労働省が「カスタマーハラスメント対応企業マニュアル」を作成する予定であると聞いております。</p> <p>このため、県は事業主がカスタマーハラスメントに適切に対応できるよう、厚生労働省が作成予定のマニュアルについて、県のホームページやセミナーにより、県内事業者に対する周知を徹底してまいります。</p> <p>今後とも、悪質クレーム対策について県内事業者にしっかりと周知し、就業環境の悪化防止の支援に努めてまいります。</p> <p>教育局高校教育指導課</p> <p>消費者教育を実施するに当たっては、子供たちが将来よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観をもって責任ある行動をとれるようにすることが大切です。</p> <p>県立高校では、倫理的な消費行動を促す消費者教育等について、家庭科の消費生活・環境の分野において取り上げて指導しております。</p> <p>指導に当たっては、身近な消費生活をよりよくするために、安易</p>	<p>るよう、厚生労働省が作成予定のマニュアルについて、ホームページやセミナーにより、県内事業者に対する周知が徹底されることから、今後の進捗状況を見極めつつ再要請の判断をする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>IX. 選挙対策</p> <p>1. 県内すべての選挙において、投票率を向上されるよう以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 投票率の改善に向けた啓発・広報活動を強化し、有権者に投票行動を促すための取り組みを推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県内の直近の選挙における投票率【2019年7月執行 参議院埼玉選出議員選挙 46.48% (▼5.46%) / 2019年4月執行 埼玉県議会議員選挙 35.52% (▼2.16%)】は、依然として低投票率で推移しており危機的な状況が続いている。また、「政治スキャンダル」「政治とカネ」の問題なども後を絶たず、県民からの政治に対する不信・不安は増し、低投票率が続く一因にもなっている。</p> <p>一方では、商店街などの民間の取り組みとして、投票済証を提示することで割引サービスなど</p>	<p>に個人利益や利便性だけを追い求めるだけでなく、生徒が社会への影響を意識した責任ある消費者となるよう授業を工夫しております。</p> <p>また、外部講師を活用して消費者教育に関する講演会や出前講座を実施している学校もあります。</p> <p>今後も関係部局とも連携しながら、県立高校における消費者教育の充実に努めてまいります。</p> <p>【参考】</p> <p>関係部局：県民生活部消費生活課、消費生活支援センター、金融広報委員会</p> <p>企画財政部市町村課</p> <p>県選挙管理委員会では、これまでも様々な方法で有権者に対し、投票日や投票方法の周知に努めているところです。</p> <p>しかしながら、依然、低投票率が続いていることから、令和元年の選挙後、今後の選挙啓発の基礎資料とするため、県内有権者を対象として投票行動等に関する意識調査を実施したところです。</p> <p>令和3年に任期満了となる衆議院議員総選挙に向けては、この意識調査の結果をふまえ、TwitterやFacebookなどのSNSを活用した、特に投票率の低い若者向けの啓発など投票率の向上に向けた計画的かつ効果的な広報を行ってまいります。</p> <p>さらに、市町村選挙管理委員会に対しては、啓発ポスターやチラシ、啓発物資を配布するなどの選挙時の啓発事業に加え、学校等での選挙啓発出前講座の積極的な実施に向けた支援も引き続き行ってまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>投票率の改善に向けた啓発・広報活動については、意識調査結果をもとに取り組みがされていることが確認できた。</p> <p>今後の進捗状況を見極めつつ再要請の判断をする。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>の特典が受けられる例や職員の負担軽減から投票済証を投票所の出口付近に置き、自由に持ち帰るという簡素化した方法を採用しているところもある。</p> <p>今後、投票率の向上に向け、県内諸団体と連携をはかり、投票率の改善に向けた啓発・広報活動を強化し、有権者に投票行動を促すための取り組みを強化する必要がある。</p> <p>(2) 投票所（期日前投票所）のさらなる設置・共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定につとめること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>期日前投票所が、駅や大型ショッピングセンターなどの有権者が日常的に利用する施設へ拡大され、期日前投票率は増加しているが、投票率向上には繋がっていない。投票者の利便性と投票率向上の観点から、引き続き、投票所（期日前投票所）を頻繁に人の往来がある施設に設置することが必要である。また、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めることが必要である。</p>	<p>今後も、こうした調査結果をふまえ、有権者が政治や選挙に関心を持ち、選挙権行使の重要性を理解していただけるよう、県内諸団体と密に連携しながら効果的な啓発活動を行ってまいります。</p> <p>なお、投票済証については、市町村選挙管理委員会が独自に交付しているものであり、公職選挙法に規定がなく、これまで投票済証の交付により大きく投票率が向上したとは、特段聞いておりません。</p> <p>企画財政部市町村課</p> <p>投票所、期日前投票所、共通投票所の設置は市区町村選挙管理委員会の事務のため、国政選挙や県知事・県議会議員選挙など県が管理執行する選挙にあわせて、県選挙管理委員会から市区町村選挙管理委員会に対し、各種投票所を利便性の高い場所に積極的に設置するよう依頼しております。</p> <p>また、期日前投票の投票時間については、上記と同様に県が管理執行する選挙に合わせて、期日前投票の利便性向上のため、地域の実情等をふまえた上で、投票時間の延長や投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定を積極的に検討するよう依頼しております。</p> <p>令和3年度は任期満了に伴う衆議院議員総選挙が予定されているため、選挙人の投票機会確保のため、積極的に設置、検討するよう依頼してまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>投票所、期日前投票所、共通投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間などの要望内容は、市区町村選挙管理委員会へ依頼がされており、今後の進捗状況を見極めつつ再要請の判断をする。</p>